

伊丹市路上違反広告物追放推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）本則の表13の部（3）及び（4）並びに78の部（10）の規定により市長が処理することとなった事務を、これらの規定に基づき市民に委任することについて必要な事項を定める。

(推進団体の認定等)

第2条 市長は、次に掲げる要件を備えた団体が適当と認めるものを路上違反広告物追放推進団体(以下「推進団体」という。)に認定することができる。

- (1) 第3条に規定する推進員の任命を受けようとする者2名以上で構成するもの
- (2) 道路上の違反広告物を定期的に、かつ、適正に除却することができるものと認められるもの

2 推進団体の認定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる図書等を添付して、路上違反広告物追放推進団体認定申請書（以下「申請書」という。様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する推進員になろうとする者の名簿（様式第2号）
- (2) 除却活動計画書（様式第3号）
- (3) 除却活動地域を示す図面
- (4) 除却物の一時保管場所を示す図面
- (5) その他市長が必要と認めて指示した書類

3 市長は、推進団体を認定したときは、路上違反広告物追放推進団体認定書（様式第4号）を代表者に交付する。

4 推進団体の認定期間は、2年間とする。ただし、市長が適当と認めるときは、更新することができる。

5 推進団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに申請書を市長に提出しなければならない。

6 第3項の規定は、認定の更新について準用する。

7 推進団体が申請書及び添付書類の内容を変更するときは、路上違反広告物追放推進団体変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

8 推進団体が解散若しくはその活動を中止しようとするときは、路上違反広告物追放推進団体廃止届（以下「廃止届」という。様式第6号）を市長に提出しなければならない。

9 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する推進員が2名未満になったとき。
- (2) 推進団体としてふさわしくないと認められる行為があったときその他推進団体として適当でなくなったと市長が認めるとき。

(推進員の任命)

第3条 市長は、市内に居住し、又は通勤し若しくは通学する者(原則として20歳以上の者に限る。)で前条第2項第1号の名簿に記載されたもののうち、市長が行う路上違反広告物の追放に関する講習会を受講した者を路上違反広告物追放推進員（以下「推進員」という。）として任命する。

2 市長は、前項の規定により任命した推進員に対し、身分証明書（様式第7号）及び腕章（様式第8号）を交付する。

3 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進団体の認定期間中に推進員となったときは、当該認定期間の終了の日までとする。

4 推進員は、無報酬とする。ただし、市は、予算の範囲内で違反広告物の除却に要する用具の提供並びに違反広告物の除却活動中の事故における傷害等を担保する保険の加入費用の負担を行う。

5 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、推進員を解任することができる。

- (1) 推進員から辞退の申出があったとき。
 - (2) 推進員として適当でないと認める行為があったとき
- (権限の委任等)

第4条 推進員は、道路上の工作物等で次に掲げるものに貼り付けられ、取り付けられ又は立てかけられているはり紙、はり札、立看板又はのぼりについて、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第3項若しくは第4項又は屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第18条の2に規定する除却（以下「簡易除却」という。）を行うものとする。この場合において、事前に簡易除却を行う日時及び区域を除却活動予定通知書（様式第9号）により市に通知しなければならない。

- (1) 電柱、街灯及び照明灯
 - (2) 橋（歩道橋を含む。）及び高架構造物
 - (3) 街路樹
 - (4) 信号機、道路標識、カーブミラー及び道路上の柵（ガードレール、転落防止柵等）
 - (5) パーキングメーター及びパーキングチケット発給設備
 - (6) アーチ、アーケード及びバス停留所の支柱
 - (7) 消火栓及び火災報知機
 - (8) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス（外部に限る。）
- （推進員の義務等）

第5条 推進員は、前条に規定する権限を行使するときは、次の各号の定めを守らなければならない。

- (1) 同一の推進団体に属する推進員2人以上で行うこと。
- (2) 身分証明書を携帯し、かつ、腕章を着用すること。
- (3) 関係法令及びこの要綱に従うとともに、市長の指示に従うこと。

2 推進員は、違反広告物を掲出した者との争い等除却活動において問題が生じた場合は、現場での処理は行わず、直ちに市長に連絡しなければならない。

（除却物の保管）

第6条 推進団体は、簡易除却で除却した広告物を本市が引き継ぐまでの間、第2条第2項第4号の一時保管場所において保管するものとする。

（報告）

第7条 推進団体の代表者は、簡易除却の実施について、路上違反広告物除却報告書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（守秘義務）

第8条 推進員は、この要綱に基づく活動により知り得た秘密を洩らしてはならない。推進員の身分を失った後も、同様とする。

（細則）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

路上違反広告物追放推進団体認定申請書（新規・更新）

受付番号 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

（あて先）伊丹市長

（申請者）

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印

代表者住所 _____

電 話 番 号 _____

伊丹市路上違反広告物追放推進員設置要綱第2条（第2項・第5項）の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物追放推進団体としての（認定・更新）を申請します。

記

1 活動地域 _____ 伊丹市

2 一時保管場所 _____ 伊丹市

3 路上違反広告物追放推進員の予定数 _____ 人

4 添付書類（更新の場合は内容に変更がない限りは不要）

- ①路上違反広告物追放推進員になろうとする者の名簿（様式第2号）
- ②除却活動計画書（様式第3号）
- ③除却活動地域を示す図面
- ④除却物の一時保管場所を示す図面
- ⑤その他

※申請上の注意

- ①路上違反広告物追放推進団体として認定されるためには、推進員2名以上の在籍が必要です。
- ②伊丹市長が委嘱状を交付する路上違反広告物追放推進員は、市長が実施する講習会を受講された方のみです。

路上違反広告物追放推進員になろうとする者の名簿

団 体 名

番号	氏 名 生 年 月 日	連絡先（自宅又は通勤・通学先の住所，電話番号）	講習会受講 確 認 欄
1	(代表者) 年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
2	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
3	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
4	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
5	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
6	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
7	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
8	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
9	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	
10	年 月 日	伊丹市 電話番号 072- -	

※講習会受講確認欄は空白のまま提出してください。

路上違反広告物追放推進団体認定書

受付番号	—
平成	年 月 日

団体名

代表者氏名

様

伊丹市長

伊丹市路上違反広告物追放推進員設置要綱第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物追放推進団体として認定します。

記

1 除却活動地域

2 路上違反広告物追放推進員数

人（別添のとおり）

3 一時保管場所

4 認定期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

路上違反広告物追放推進団体変更届

受付番号	—
平成	年 月 日

(あて先) 伊丹市長

(申請者)

団 体 名	_____
代表者氏名	_____ 印
代表者住所	_____
電 話 番 号	_____

伊丹市路上違反広告物追放推進員設置要綱第2条第7項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物追放推進団体の変更を届出します。

記

変 更 前	
変 更 後	
変更理由	

路上違反広告物追放推進団体廃止届

受付番号	—
平成	年 月 日

(あて先) 伊丹市長

(申請者)

団 体 名	_____
代表者氏名	_____ 印
代表者住所	_____
電 話 番 号	_____

伊丹市路上違反広告物追放推進員設置要綱第2条第8項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物追放推進団体の廃止を届出します。

記

廃止理由	
認定番号	
活動地域	
推進員数	

様式第7号

(表面)

9.0cm	
伊都地第 一 号	
伊丹市路上違反広告物追放推進員証	
氏 名	
生年月日	
交付年月日	
上記の者は、屋外広告物法第7条第3項若しくは第4項又は兵庫県屋外広告物条例第18条の2の規定により、違反に係る道路上のはり紙、はり札、立看板又はのぼりを除却することができる者であることを証明する。	
伊丹市長	㊟
(この証は 年 月 日まで有効)	

5.5cm

(裏面)

<p>1 この証明書は、その権限を行使するときは、常に携帯しなければなりません。</p> <p>2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。</p> <p>3 有効期限を経過したとき、伊丹市路上違反広告物追放推進員の身分を失ったときは、速やかに伊丹市長にこの証を返さなければなりません。</p>
--

様式第8号

腕章（タテ9cm ヨコ36cm）

地色：黄色

文字：黒色

字体：HG丸ゴシックM-PRO

材質：布・染抜き・ビニールカバー付き



路上違反広告物追放推進員
伊丹市

除 却 活 動 予 定 通 知 書

受付番号	—
------	---

平成 年 月 日

(あて先) 伊丹市長

(申請者)

団 体 名 _____

代 表 者 氏 名 _____

代 表 者 住 所 _____

電 話 番 号 _____

伊丹市路上違反広告物追放推進員設置要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物除却活動を実施しますので通知いたします。

記

除却予定日時	平成 年 月 日 () 午後・午前 時～ 時まで
除却予定区域	
活動予定者数	
連絡事項	

決 裁 欄	課 長	副主幹	主 査	係 員

受 付 欄

※通知書については、除却活動を実施する3日前までにはFAX又は電子メール等で事務局まで通知願います。

路上違反広告物除却報告書

平成 年 月 日

(あて先) 伊丹市長

(申請者)

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ ⑩

代表者住所 _____

電 話 番 号 _____

下記のとおり違反広告物を除却したので、報告します。

記

月 日	除 却 場 所	除 却 数	参加数	備 考
月 日	丁目 地先	はり紙() はり札() 立看板() のぼり()	人	
月 日	丁目 地先	はり紙() はり札() 立看板() のぼり()	人	
月 日	丁目 地先	はり紙() はり札() 立看板() のぼり()	人	
月 日	丁目 地先	はり紙() はり札() 立看板() のぼり()	人	
月 日	丁目 地先	はり紙() はり札() 立看板() のぼり()	人	
月 日	丁目 地先	はり紙() はり札() 立看板() のぼり旗()	人	
月 日	丁目 地先	はり紙() はり札() 立看板() のぼり()	人	

